

第1章 基本的事項

第1章 基本的事項

1-1 計画策定の背景と趣旨

可児市(以下、「本市」という。)では、名古屋近郊という立地条件から、昭和40～50年代の人口急増時代、高度成長時代に丘陵地の住宅団地開発によって市街地が形成された。その後、昭和60年代に丘陵部での住宅団地開発が沈静化すると、中心部*1の用途地域内外で人口が増加してきた。このように、本市は周辺部*2から市街化が進展し、その後、中心部で市街化が進行することで発展してきた都市である。

本市は、「魅力ある快適生活都市・可児」を理念として、第一次可児市都市計画マスタープランに基づき都市づくりを進めてきた。平成17年には兼山町との合併を経て、10万人都市として更なる発展を遂げた。しかし、これまで順調に増加してきた人口が減少に転じ、少子高齢化が進行する等、人口構造に変化が表ははじめている。

また、2020年東京オリンピック開催や2027年リニア中央新幹線開通、東海環状自動車道の開通以降の近隣市町での新たな大規模商業施設や企業立地の進展等、本市をとりまく情勢が大きく変化してきている。

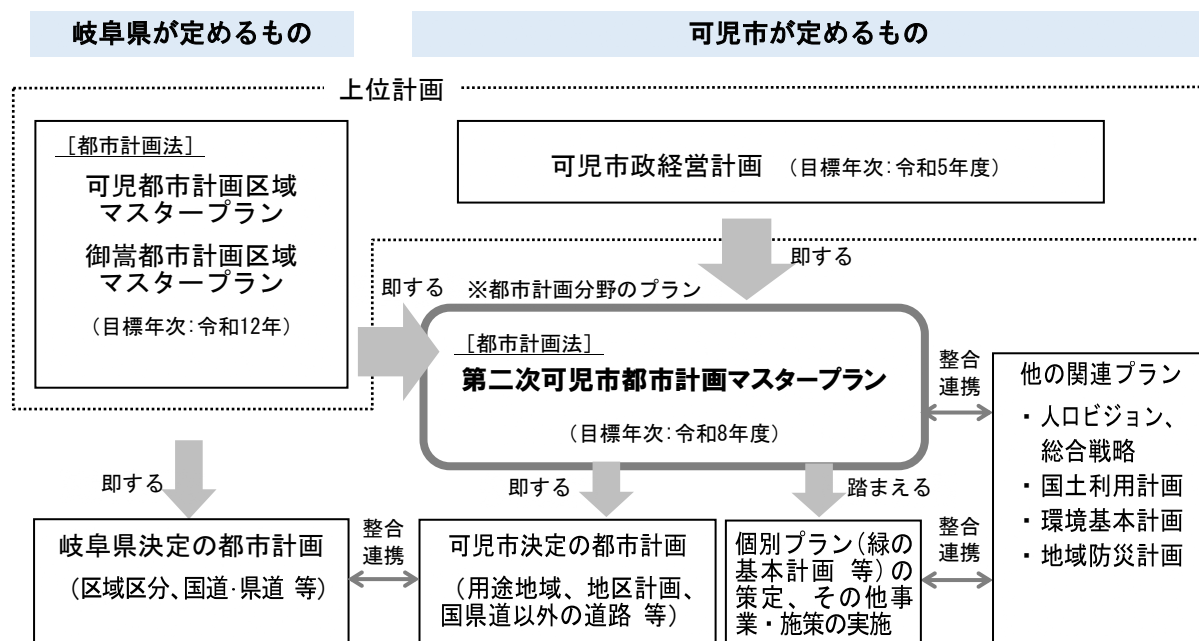
そこで、これからの都市づくりに向けた将来ビジョンを定めるため、第二次可児市都市計画マスタープラン(以下「本計画」という。)を策定する。

なお、令和4年度の改訂は、可児御嵩インターチェンジ周辺の開発が確定したことを踏まえ、これに該当する内容を改訂する。施設名称や年度表示、その他の内容については、計画策定時点とし、次期策定(改訂)において見直すものとする。

第一次可児市都市計画マスタープラン 平成9年8月策定(平成18年2月改訂) 目標年次 平成27年

1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、都市計画法第18条の2に基づき、都市計画の基本的な方針として定めるものである。また、岐阜県が広域的な観点から都市計画の方針を定めた「可児都市計画区域マスタープラン」、「御嵩都市計画区域マスタープラン」と本市が策定する「可児市政経営計画」を上位計画とし、各種の関連計画と整合を図りながら定める。



*1 中心部 …… 本市の旧市街地に相当する可児川以北を基本とする地域(広見・下恵土・中恵土・今渡・川合・土田地域)

*2 周辺部 …… 市南部の丘陵地・宅地開発地を含む地域(中心部以外の地域)

1-3 計画の構成

本計画は、都市づくりの基本理念や将来像、都市計画の基本的方針を定める「全体構想」と地域特性を活かした都市づくりの方針を定める「地域別構想」で構成する。

第二次可児市都市計画マスタープラン	
第1章 基本的事項	1-1 計画策定の背景と趣旨 1-2 計画の位置づけと役割 1-3 計画の構成 1-4 計画の目標年次及び対象区域 1-5 本市における都市づくりの方向性
第2章 全体構想	2-1 都市づくりの基本理念と将来像 2-2 都市づくりのテーマ 2-3 都市づくりの目標 2-4 将来フレーム 2-5 将来都市構造 2-6 分野別の方針
第3章 地域別構想	3-1 中央地域 (広見、下恵土、中恵土、今渡、川合、土田、広見東) 3-2 西部地域 (帷子、春里、姫治) 3-3 東部地域 (平牧、桜ヶ丘、久々利) 3-4 兼山地域

1-4 計画の目標年次及び対象区域

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、中長期的な見通しをもって定める必要がある。そのため、都市計画の基本的な方針である本計画は、策定年次の平成28年度を基準として、10年後の令和8年度を目標年次とする。ただし、上位計画の見直しや社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて本計画も見直すこととする。

また、本計画の対象区域は、本市全域(87.57km²)とする。

第二次可児市都市計画マスタープラン 平成28年12月策定 目標年次 令和8年度

1-5 本市における都市づくりの方向性

本市は、地域のニーズに応じた柔軟な都市づくりを進めていくため、線引き制度*³は選択せず、道路や下水道等の基盤整備をはじめ、地区計画や開発の誘導、土地区画整理事業等によって、用途地域内での市街地内の利便性向上や求心力向上に向けた取り組みを進めてきた。一方、用途地域外においては、幹線道路沿道やインターチェンジ周辺等の開発需要に対して、無秩序な開発を抑制するため、特定用途制限地域*⁴や「土地利用転換に関する運用指針*⁵」等の活用により、土地利用の規制・誘導を図りながら、地域の実情に応じた都市づくりを進めてきた。

その結果、人口は着実に増加するとともに、商業施設の集積や工業団地の開発等が進み、都市機能も充実してきており、住宅都市*⁶としての性質を維持しながら、「住民の暮らしを支える日常生活の利便性」や「働く場等の都市の活力」は向上してきている。

しかし、これまでは名古屋都市圏の住機能を担う都市として発展してきたが、近年は周辺都市との人口流動等人の流れも変化しており、名古屋都市圏の一翼を担う都市という役割に加えて、可茂地域の中核都市としての役割も担うようになってきている。

このため、今後とも線引き制度によらず地域の実情に応じた柔軟な都市づくりを進めつつ、既成市街地やその周辺部の既存ストック*⁷を活かし、「住む」「働く」「遊ぶ」といった都市機能の充実を図りながら、これらを公共交通や道路ネットワークで「結ぶ」ことで、若い世代から高齢者までの誰もが住みやすいと感じる都市づくりを進めていくことが重要である。

*3 線引き制度 …… 都市計画法上の区域区分。無秩序な開発を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域(市街地が形成されている区域及び計画的に市街化を図る区域)と市街化調整区域(市街化を抑制する区域)に区分する制度

*4 特定用途制限地域 …… 用途地域を指定していない地域について、良好な環境の形成を行うために、あるいは良好な居住環境にそぐわない恐れのある建築物等の建築を制限する必要がある場合に定めることができる。本市では広見東地域で指定

*5 土地利用転換に関する運用指針 …… 本市の用途無指定地域における土地利用の具体的な基準。平成18年運用開始

*6 住宅都市 …… 住宅地を主として形成されている都市。大都市周辺の衛星都市として発展した場合が多い

*7 既存ストック …… これまでに整備された基盤施設や公共施設、建築物等の都市施設

